

苫小牧市まちなか交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 **21** 日

苫小牧市長

岩倉博文

苫小牧市条例第 **17** 号

苫小牧市まちなか交流センター条例の一部を改正する条例

苫小牧市まちなか交流センター条例（平成 25 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域情報の発信及び文化活動の促進」を「健康と福祉のまちづくりの拠点として、健康増進及び福祉に関する事業並びに情報発信の充実」に改め、「もって」の次に「市民の健康的な暮らしを実現しながら」を加える。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 健康増進事業の実施に関すること。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。